

市政記者各位

介護保険料の賦課誤り等について

このたび、介護保険料等について、生活保護の開始・廃止の一部の処理漏れにより、賦課徴収等に誤りがあることが判明いたしました。

対象者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げ、還付及び徴収の手続きを行いますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

記

1 経緯

介護保険において、所得に応じた介護保険料の賦課徴収等を行っていますが、被保険者の生活保護の開始・廃止における処理漏れが令和5年9月に確認されたため、全区で調査した結果、下記2のとおり、48名に誤った介護保険料を賦課し徴収していること、高額介護サービス費の支給漏れや誤りがあることが判明しました。

2 調査結果

・対象者数：48名 ※介護保険料と高額介護サービス費の双方に該当する方が2名

・要還付額：451,335円

(内訳) 介護保険料	16名	398,090円
高額介護サービス費	3名	53,245円

・要徴収額：1,431,848円

(内訳) 介護保険料	30名	1,409,937円
高額介護サービス費	1名	21,911円

3 対応

対象者の皆さまに、訪問等によりお詫びと手続き等の説明を進めており、手続き等が完了した方から順次、還付又は徴収を行ってまいります。

4 再発防止策の実施

各区の保護担当部署と介護担当部署間で生活保護の開始・廃止における事務処理を徹底するとともに、生活保護の管理システムと介護保険の管理システムのデータの整合確認を行い、処理漏れチェックを行ってまいります。

〔問い合わせ先〕

福祉局高齢社会部介護保険課 平川

電話：092-711-4227（内線2151）

FAX：092-726-3328